

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

#### a. 企業間の連携

当社は、整体院運営および整体師育成事業において、施術関連資材、広告・IT支援、教育支援等を担う取引先事業者と連携し、業務フローや運営手順の標準化を共同で進めることで、日常業務の安定化とサービス品質の均一化を図り、長期的に安定した取引関係を維持・強化します。

#### b. IT実装支援

当社は、予約管理、顧客管理、施術記録等の業務において、ITベンダー等の外部事業者と連携し、業務システムの導入および運用改善を段階的に進めることで、情報の一元管理と業務負荷の軽減を実現し、取引先を含む関係事業者との業務の円滑化と安定的な事業運営を推進します。

#### f. BCP/事業継続

当社は、災害やIT障害等の発生時にも事業を継続できる体制を構築するため、取引先事業者と情報共有を行いながら、業務手順の標準化や代替手段の整理を進め、サプライチェーン全体として事業継続性の向上と取引の安定を図ります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

2026年3月2日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

企業名 土信田整体義塾株式会社 代表取締役 土信田 裕介

(備考)

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行

されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。